

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | |
|------------|------------------------------|
| 対象 | 自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について |
| 監査実施年度 | 平成25年度 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年3月31日 |
| 監査委員公表日 | 平成28年4月25日 |

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第1 市税について

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成27年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|---|-----|-----|-------------|--------------|-----|
| <p>II 3(6)滞納情報に基づく特別徴収への推進について(意見) 滞納者情報を共有し、滞納者を特別徴収の対象になるような働きかけをされたい。</p> | <p>納税課において、平成27年度市・県民税が普通徴収になっている滞納者の事業所の一覧表(事業所数約2,500件)を作成し、市民税課に提供した。 市民税課において、「ぎふ税収確保対策協議会」にて県内統一で特別徴収にする事業所と納税課から提供された事業所に対して働きかけ、約1,500件を特別徴収に切り替えた。次年度も引き続き切替を推進していく。</p> | ○ | 財政部 | 市民税課 納税課 | 3220 3258 | 58 |
| <p>II 3(8)岐阜市民への滞納整理状況の情報開示について(意見) 適切な滞納整理事務に寄与するように、滞納整理の状況について、充実した情報開示をすることが望まれる。</p> | <p>他都市の情報開示状況をもとに、収納率の実績、次年度の目標及び目標達成に向けた取組を記載した「滞納削減アクションプラン」を策定した。次年度に「滞納削減アクションプラン」を納税課のホームページに掲載する。</p> | ○ | 財政部 | 税制課 納税課 | 3208 3258 | 64 |

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について

II 使用料について

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成27年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|---|-----|-------|----------|------|-----|
| <p>3(2)減額・免除制度の適切な運用について(意見) 各施設における減額・免除制度が真にやむをえないものか内容を検討されたい。</p> | <p>地域まちづくりの将来的な方向性かんがみ、公民館の今後のあり方について関係部局で検討を行っているところであり、減免制度を含む料金体系については、公民館の今後のあり方を検討する中であわせて検討する。</p> | △ | 教育委員会 | 社会教育課 | 6350 | 118 |
| <p>3(4)②(i)(ア)料金設定について(意見) レンタサイクルの利用率向上のため、従量制の料金とすることを検討されたい。</p> | <p>利用者の利便性の向上と利用促進を図るため、今年度からポートの位置を変更し、さらに来年度は、新設される2つの公共施設にポートを開設する予定である。 なお、今後、需要が高まり、既存の仕組みでは対応できないと判断された場合に、機械化・システム化に合わせて従量制を導入する。</p> | ○ | 都市建設部 | 歴史まちづくり課 | 2866 | 127 |
| <p>3(4)④幼稚園の料金設定と原価低減について(意見) 市立幼稚園の保育料について適時改定を行うこと、原価の低減を行うことが望まれる。</p> | <p>平成27年度より、市立幼稚園は新制度へ移行し、保育料は、従前の一律同額徴収から所得階層ごとの応能負担となり、国の示す上限額の範囲内において金額を設定し徴収を行う方式に改定した。</p> | ○ | 教育委員会 | 教育政策課 | 6303 | 131 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | |
|------------|------------------------------|
| 対象 | 自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について |
| 監査実施年度 | 平成25年度 |
| 提出日(最新提出日) | 平成28年3月31日 |
| 監査委員公表日 | 平成28年4月25日 |

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について
IV ごみ処理有料化への対応について

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成27年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|--|--|-----|-------|---------|------|-----|
| 3(1)⑥ごみ処理の有料化の推進について(意見) ごみ処理有料化を推進することが望まれる。 | 昨年度に引き続き、まずは雑がみの回収に注力し、紙類の減量・資源化に努めるとともに、新たに「その他プラスチック製容器包装類」の分別収集を実施する方針を固めた。ごみ減量・資源化施策を進め、効果を検証・評価し、ごみ処理有料化制度の導入を判断していく。 | △ | 自然共生部 | 自然共生政策課 | 6402 | 150 |
| 3(1)⑥ごみ処理のコストについて(意見) ごみ処理の手数料は、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮し設定することが望まれる。 | 環境審議会の答申においても、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮した内容となっている。 | △ | 自然共生部 | 自然共生政策課 | 6402 | 150 |

第4 財産収入について
I 未利用資産の活用について

| 指摘及び意見 | 措置状況(平成27年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 内線等 | 本編頁 |
|---|--|-----|-----|-----|------|-----|
| 3(2)①(ii)不法占用の早期解消による売却について(指摘) 不法占有を理由に売却できない土地について、不法占有の解消をより積極的に進める必要がある。不法占有が解消されない場合には法的手段も検討すべきである。 | 不法占有解消に向けた具体的な手順を決定。今後は顧問弁護士の指導のもと手続きを進める予定。 | △ | 行政部 | 管財課 | 3174 | 158 |
| 3(2)①(iii)占有料の徴収について(指摘) 不法占有者から占有料を徴収すべきである。 | 交渉を重ねたものの進展なし。今後は法的措置も検討中。 | △ | 行政部 | 管財課 | 3174 | 158 |
| 3(2)②農地等の低価額での処分について(指摘) 行政に活用する手段のない農地を保有しているが、維持のためのコストが発生するのみであるため、低価額であっても早急に処分すべきである。 | 現在、売却の方向で、農業委員会と協議を終え、処分に向け事務を進めている。 | ○ | 行政部 | 管財課 | 3174 | 159 |